

## 税の納め忘れはありませんか？

町では、皆さまから納めていただく税金などを大切な財源として、福祉・教育をはじめとする日常生活を支える身近な行政サービスを提供しています。

税金を納め忘れると「滞納」となり、納期限までに納付していただいている人との公平性を保つため、延滞金を加算して納めていただくこととなります。また、未収金が増加すると町財政が圧迫され、より良い行政サービスを提供することが困難になります。

納期限を過ぎても納めていない町税がある人は、すぐに納付してください。

※納期限は各納期月の末日(12月のみ26日)です。ただし、金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。

### ■税金を滞納したままにすると・・・

#### 【延滞金について】

法律の定めによって、納期限から20日以内に督促状が發送されます。

また、納期限の翌日から本税が完納するまでの間延滞金が増加され、納付が遅れるほど増額します。

(例) 令和7年度固定資産税1期50,000円(納付期限 令和7年6月2日)を滞納した場合

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 6月20日に督促状を發送・・・本税50,000円            | 合計50,000円 |
| 10月31日に納付する場合・・・本税50,000円+延滞金1,500円 | 合計51,500円 |
| 12月31日に納付する場合・・・本税50,000円+延滞金2,200円 | 合計52,200円 |

延滞金を余分に納めること  
になります!

#### 【滞納処分について】

督促状を發送した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法の規定により、差し押さえなど強制徴収による滞納処分を行わなければなりません。



- 自宅の訪問や電話、文書による催告を行います。
- 勤務先(取引先)に連絡し、収入の調査をします。
- 生命保険や預貯金、その他財産の調査をします。
- 予告なく差し押さえになる場合もあります。
- 自宅の搜索を行い、財産をその場で差し押さえます。
- 差し押さえた財産は、完納されるまで解除しません。

### ■納付が困難なときは・・・

災害や病気、失業、事業の休廃業により収入が著しく減少したなど、一時的に期限内納付が困難となるやむを得ない理由がある人は、税務課 徴収推進室に必ずご相談ください。

やむを得ない事情で一時的に期限内納付が困難な場合でも、納付相談のないまま滞納の状態が続くと財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。



問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091

## 空き家問題解決無料相談令和8年1月開催の案内について

町では、サテライト空き家相談事業として空き家に関する悩みがある人などを対象に個別相談を開催しています。無料相談を希望する人は、建設課までお問い合わせください。

【対象者】 町内空き家所有者など

(空き家所有者、今後相続などにより空き家の所有者になりそうな人、現在の住まいが空き家となる心配のある人など)

【日時・場所】 令和8年1月15日(木)13時～16時 日吉公民館にて開催します。

【対象者】 事前予約が必要です。受付期間は12月26日(金)までとなりますので、平日9時から17時までに建設課窓口または電話にて予約してください。

問申 建設課 ☎32-5081

### ■CCNetから大切なご案内■

CCNetでは幹線設備の光化のためご自宅への引込線張替および宅内工事を順次ご案内させていただいております。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。



CCNet株式会社

CCNetコールセンター (受付時間)9:00～18:00(日・祝除く)  
☎0120-441061  
真摯なご対応をさせていただきます

フラワーギフト

こころにとどく

花キューピット

(株)花の店カトー

〒503-1316  
岐阜県養老郡養老町押越37番地39

営業時間

9:00～18:00

祝日

9:00～12:00

定休日

日曜日